全国税

発行所
東京都千代田区霞ヶ関
財務ビル内（〒100-0013）
全国税労働組合
発行人　山本　浩二
電　話（03）3581－3678
ＦＡＸ（03）3507－0886
振替口座　00140-2-68514

続報

第１回 長官団交

全国税差別は、全ての差別につながる

部下だけＣ評価は納得できない

前号掲載の10月3日に行われた林信光長官との第一回交渉での組合差別、事務運営、確定申告部分の続報です。

正常な労使関係と全国税差別撤廃を

全国税　7月発令結果を見ても6級ポスト、5級、4級昇格等、全国税差別は改まっていない。

従来、特官に発令された組合員は9ヵ月で6級に昇格していたが、今回山本書記長に発令がなかった。また、北陸地連の村家さんや近畿地連の横山さんにも昇格発令がされていない。新たな差別であり、是正してもらいたい。

長官　従来から公務の要請に基づき、適所適材で行政効率を最大限に発揮するよう、職員個々の適性、能力、勤務実績等を総合勘案して適正に行っている。また、昇格等についても、法令の定めに従って適正に行っている。

職員団体への加入の如何によって差別することはしていないし、今後もするつもりもない。

全国税　過去に組合員に対して、6級ポストにつ

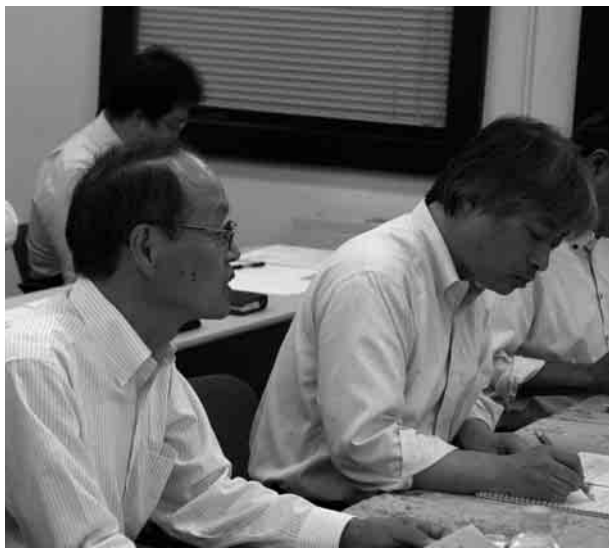

全国税差別を追及する阿部委員長ら執行部

回答する林長官

いていながら5級のまま退職した事例がある。そのようなことはないようにしてもらいたい。

長官　適正に行っている。

全国税　7月発令で組合員のポスト発令は全国で4名。昨年の半分だ。しかも全員50歳以上だ。職場ではほとんどが40代で発令されている。差別していないというならば、発令数を増やし、40歳代から発令すべきである。また、山道執行委員はいまだに3級のままだ。下期で4級に発令を実現してもらいたい。

長官　先ほど回答した通り、適正に行っている。職員団体への加入の如何によって差別はしていない。

全国税　1年前、水落執行委員がC評価を受け、勤勉手当低率支給という不利益をこうむった。C評価を撤回し、不利益を回復してもらいたい。

当局　人事評価制度は、あくまで職務を通じて発揮した能力と実績に基づいて行われているもので、職員団体への加入の如何で行っていない。

水落中執　管理運営の仕事は、職員が単独で行っているものではない。チェック機能もあり、封詰めして統括官がチェックする体制になっている。ところが、誤発送があると「C」といわれる。統括官の責任はどうなるのか。人事院にも申立てしているが、納得できない。管理運営部門は、統括官が部下の仕事の状況を理解できるような環境になく、それがずっと続いている。そういう中で問題が発生した。しかし、評価に基づいて私は期末手当が減らされ、統括官は特官になった。

私の不利益を回復してほしい。

全国税　当局が差別人事を改めない限りこれからも要求していく。

水落中執

無理な計画策定が超勤、早出を増やす

調査・徴収事務

全国税　調査日数の確保の指示が内部事務の放置につながっており、将来に問題を残す。内部事務日数を確保したうえで調査事務に充てること。

件数ありきの事務運営を改めてもらいたい。とりわけ、若手職員の件数を削減してもらいたい。

当局　事務計画の策定に当たっては一件あたりの調査日数の目安を作り、局署の実状を踏まえ、実施に当たっては弾力的に運営するよう指示している。事務量を適切に把握した上で適切に見積もっている。実状に即した無理のない計画にするよう指示している。

全国税　一件あたりの日数の見積もりが甘いのではないか。

当局　これまでの実績を踏まえ、無理のない弾力的な運営を指示している。事務量を適切に把握した上で適切に見積もっている。実状に即した無理のない計画にするよう指示している。

全国税　そういう計画になっていないから言っている。

増えた事務量を消化するため、超勤や早出でこなしている。

当局　しっかり現場の実態を踏まえて計画するよう指示していく。

全国税　長官は指示するだけで終わりか。計画に無理があると指摘している。その計画に乗るとどうなるか、異動後すぐに調査着手、東京局では9月末の着手件数が前年比140％。9月、10月に処理できなければ11月から超勤でこなすことになる。長官も局長も無理のない計画、弾力的運営というが、署はそうなっていない。

当局　無理のない計画、弾力的な運営を指示し、そういう計画、運営になっていると認識している。

全国税　某局の個人課税課長が署の計画に口を出し、「計画は達成すべき目標」と発言している。改めて問うが、計画はノルマか目安か。

当局　努力目標、目安である。

長官に迫る高橋中執

定員削減下での一律配置反対 納税証明発行で負担にするな

管理運営事務

全国税　管理運営部門の職員が減らされているが、増員をしてもらいたい。また、大きな負担となっている相談事務の切り離しを行うとともに、専科1年目の全員配置はやめてもらいたい。

長官　限られた定員の中で全体として事務が順調に推移するよう、必要な部署に必要な人員を配置している。

窓口の一元化により納税者の利便性向上を図ることは主要な事務の一つであり、相談業務の切り離しは考えていない。

管運部門の事務は署全体の事務の流れが理解できるので一年目の専門官採用者を配置することとしている。

全国税　管理運営の定員が減少する中で、専門官採用1年目職員は前年の倍になったが、対策をとったのか。

当局　特定の職員に偏るのではなく全員で指導育成を図るよう指示している。

全国税　指導・育成をするほうの負担が大きくなっている。

そこにどう手立てをとるのか。

人事課長　安定的な事務運営を確保するために、士気の高い職員、マネジメント能力のある職員、専門的知識や能力の高い職員が求められ、幅広い人材育成を必要としている。管理運営事務の安定性が図れるよう人事配置に努める。

全国税　一年目の全員配置は、署や局の幹部からも相当評判が悪いということを指摘しておく。

全国税　オンライン手続の改善取組計画で、納税証明書の交付請求の利用率を他の8手続きと一緒に高める計画だが、職員と納税者の負担は目に見えている。双方に利便性は無いもので計画から外してもらいたい。

長官　改善計画は納税証明の発行も含めて利便性と効率化に資するもので、納税証明の発行を手続きから除外することは考えていない。

全国税　請求者が申請書を持参した場合もわざわざオンラインに誘導している署もある。

利便性、効率化になっていない。

総務課長　納税者の自宅からオンラインで請求してもらうのが利便性の向上につながる。

全国税　紙に書いたものをわざわざ窓口でオンラインに誘導するのはだめということで良いか、確認する。

総務課長　そうだが、来署した納税者の方が自らオンラインでやるというのであれば、それは良しとする。

“税務の職場”何でも110番
zenkokuzei@aol.com
全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも一一〇番」を常時設置しています（電話とＦＡＸは上記の番号までどうぞ）。
◇全国税ホームページ◇
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

詰将棋

〈出題〉九段　西村一義
中級クラス
〈ヒント〉7手目にうまい銀打あり…。
（10分で二段）

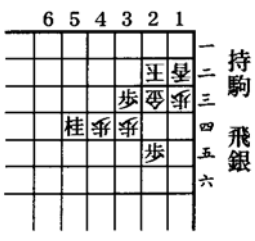

そろばん弾

10月20日第二次安倍内閣の女性閣僚2人が辞任した。女性が活躍する日本にと5人が起用されたうちの2人である。小渕経済産相は「政治とカネ」問題、松島法務相は「うちわ」2万本を選挙区内で配布した問題である▼選挙にカネがかかる、そのための裏金が問題となり政党助成金が各政党に交付されるようになった（日本共産党だけは制度そのものに反対して受領していない）。国民1人あたり250円が税金からふり向けられている。強制的に献金させられているのと同じだ。納得いかない▼経団連は企業献金を復活することを決めている。大企業減税と引き換えのようである。消費税増税を強いられている納税者にどう説明すればよいのだろうか。

職員の健康を優先した確定申告期の事務運営を

・確定申告期

○受付を午後4時

○巡回、立ちっぱなしをやめること

全国税　勤務時間内に相談を終了させるため、受付を午後4時終了とすること。

当局　署の執務時間は17時までであり、納税者のニーズなどを踏まえ全署一律に16時とするのは適切ではない。各署の実状に応じて、受付を、17時に相談が終了するよう適切に対応していると認識している。

一森中執（本部）

○巡回、立ちっぱなしをやめること。

全国税　職員の健康面と納税者サービス面からも問題がある「立ちっぱなし」「巡回指導」の強要はやめること。

並木総務課長

当局　平成26年分の確申期においても、自宅からのICT申告の推進のためにも引続き申告書作成コーナー用パソコンを活用することとしている。各署の実情により、効率・効果的に行うこととしている。パソコンの台数等や来書者数に応じた対応、職員の健康管理に配意するよう指示している。

○相談会場設置の後ろ倒しをやめること

全国税　確定申告事務の後ろ倒しをやめること。早期に相談体制を作ること。

当局　各署とも効率的・効果的に来署者の動向を踏まえて設置する必要がある。

平成25年分の時期別来署者数を踏まえ対応していただく。

確定申告期前は、個人・資産職員に対応してもらう。変更は考えていない。

「長官特命」を切る

検証　第2回

組合の要求で「一定期間集中的に従事」へ改善

今回は「課税内部事務」「人材育成の状況」「精通者の育成状況」「再任用者の活用」「非常勤職員の活用」について掲載します。

課税内部事務等との連携

報告書は、各事務系統ごとに管理運営部門との連携について論じているが、源泉所得税関係のエラー解明事務以外については、連携・協調がおおむね図られていると評価している。

しかし、「窓口事務について『あまり円滑に行われていない』『円滑に行われていない』と回答した職員の大半が円滑に行われていない事務は相談事務としている」と問題意識を示している。ただし、その原因は、やはり職員の認識不足と署内の連携・協調不足に求めている。

窓口事務

このため、管理運営部門において、一般相談に対応できるような相談能力のさらなる向上を提言している。

人材育成の状況等

習熟度の向上

ここでは、研修の内容・開催回数の不足に問題意識は持っている。アンケートで「不十分」「やや不十分」が52・7％との結果も示している。

さらにその原因を「処理期限のある業務が多い一方、常に窓口・電話対応要員の確保の必要があるなど、一度に全員を対象とした計画的な研修の実施が難しい事情にある」「債権管理事務や延納・物納事務のように習得の難しい事務がある」と認めている。

また、事務習得表は、「職員の自己評価を基本としている」ことを問題にしている。

しかし、これを受けた提言は、「研修を確実に実施する事務計画を策定する」、「事務習得状況については、自己評価に加え管理者による客観的な判定となるよう……検討する」と実効性の乏しいものとなっている。

そもそも要員不足等により研修を受けることができない状況にあるのだから、それを解消しない限り、辻褄合わせの事務計画を策定しても意味がない。

また、全ての事務に精通した管理者など存在しないのだから、客観的な判定など期待できるはずがない。

精通者の育成状況

ここは、少しトーンが変わり、「債権管理事務などは、専門的で短期間のローテーションでは事務習得が難しい」との意見も紹介し、「専門的知識や高い判断力が求められる事務の精通者の退職により、今後、管理運営部門に精通者が不在になっていくことが危惧され、精通者の育成に早急に取り組んでいく必要がある」と、危機感を示している。

このため、

イ「精通者の育成について具体的な育成プランの策定を検討する」

ロ「特定の税目及び特定の事務に一定期間（例えば1年間）集中的に従事させ深度ある事務習得を図る」と、二つの短期的な提言事項を示している。

この、ロについては、今事務年度から実施されているが、これも全国税が要求してきたところである。

再任用職員の活用

「管理運営事務や税務相談に精通した再任用職員については、相談事務及び若手職員・精通者の育成に活用するなど、その能力を最大限活用することを検討する必要がある。」との問題意識を示し、提言を行っている。

どう具体化されるか注視する必要がある。

非常勤職員の活用

「管理運営部門の総事務量に占める非常勤職員の割合は30％なっている。」（24事務年度は21事務年度に対し5％増加）との現状を示し、「非常勤職員の従事事務の拡大」、「非常勤職員向けのマニュアルの整備」を提言しているが、本来、非常勤職員は事務補助であり、この提言は問題がある。それよりも非常勤賃金の改善が先である。

次回は、「国専採用者に対する指導育成」「将来に向けての内部事務の検討課題」を掲載します。

納税証明書オンライン交付の利用率こだわる理由

普及率を追い求めると来署型申告の二の舞だ

納税証明のオンライン利用はわずか2・6％しかありません。なぜ普及しないか検証せずに、数字だけ独り歩きすることだけはやめてほしい

番号		実績（平成25年度）		
		申請件数	オンライン利用	利用率(%)
1	所得税	18,092,874	9,377,932	51.8
2	個人消費税	1,120,046	599,094	53.5
計		19,212,920	9,977,026	51.9
3	法人税	2,577,376	1,733,944	67.3
4	法人消費税	1,950,413	1286,024	65.9
5	酒税	41,875	38,655	92.3
6	印紙税	131,538	84,858	64.5
計		4,701,202	3,143,481	66.9
7	納税証明	1,412,084	37,223	2.6

オンライン手続の利用向上に向けた「財務省改善取組計画」より

北から南から

どこが「安定」？管運事務

改善は東京局長の重大課題

【東京地連】

『全国税東京』より(2)

この庁報告書は全国の50数署の結果を平均化したため、大量かつ複雑な事務を抱え特殊事例が発生する東京局の問題が埋没してしまったと言えますが、それでは何のための報告なのか、一元化事務の問題解決のためではなかったのか庁報告の意義自体を厳しく問わなければなりません。また局報告書でも指摘があった転出入事務の困難性ですが、少なくない署で転出入が長期に滞り改善策も見いだせないまま椎移している問題は深刻です。

他局に比し質量とも格段に違う東京局の一元化事務をいかに改善するのか、東京局長が覚悟をもって臨むべき重大な課題です。

まぼろしの強制執行担当

【関信・埼玉県支部】

平成26事務年度の「事務運営指針」で消費税増税に対応した滞納処分を進めるために徴収部門設置署で「納付折衝専担者」と「強制執行担当者」が設置されました。「強制執行担当者」は10月の事務連絡で「滞納処分担当者」に名称が変更されました。わずか三ヵ月のまぼろしの担当でした。

調査件数のノルマ化、反対！

【東京地連・品川分会】

ここ数年の事務運営は、当局が設定した「調査日数の確保」という業務目標にとらわれた無理な事務計画が押し付けられています。今年の法人課税部門の事務計画をみると法人課税課が示したモデルケースでは上席など一年間フル稼働できる職員でみると年間28件になっており昨事務年度より約2割増しの計画件数になっています。

昨事務年度は、改正通則法の下で一年を通して行う初めての事務年度でした。改正通則法を基に定めた事務処理手順は、〝手間ひま〟掛かるものでした。そのため、少なくない署で進捗の遅れが目立ち混乱を招いていましたが、何とか形になったのは、上半期を教訓にして、下半期の調査の着手を、やっても5月中旬までにした「現場の知恵」によるものです。

しかし、年間28件という件数は、改正通則法導入前の計画に近く、法人課税課は、〝手間ひま〟の部分を忘れていると思われても仕方ありません。調査件数の締めつけは、調査担当職員の労働強化を招くだけでなく、タダ働きを放置する原因にもなり兼ねないものです。

詰将棋

〈解答〉

▲3二歩成△同玉▲5二飛△4三玉▲4二桂成△3三玉▲2二銀△同玉▲3二成桂△1一玉▲5一飛成まで11手詰。

〈解説〉

3手目▲5二飛に△4三玉と逃げますが▲4二桂成で△3三玉と追い、次の▲2二銀が決め手です。△同金は▲5三飛成があります。